

# 青森県報

号外第九十一号

平成二十二年  
十一月三十日  
(火曜日)

## 目 次

### 人事委員会

人事委員会規則七 四四(通勤手当)の一部を改正する規則	(職員課) …… 一
人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則	(同) …… 二
人事委員会規則七 一一一(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則(平成二十二年三月三十一日公布)の一部を改正する規則	(同) …… 二
人事委員会規則七 一九一(平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料)の一部を改正する規則	(同) …… 三
人事委員会規則七 二〇一(平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)	(同) …… 四

## 人事委員会

人事委員会規則七 四四(通勤手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 四四(通勤手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 四四(通勤手当)の一部を次のように改正する。

「特別急行列車等」を「新幹線鉄道等」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

(通勤に利用される交通機関等を考慮して定める職員)

第九条の二 条例第十条第三項に規定する人事委員会規則で定める職員は、通勤のため青森鉄道株式会社が運行する鉄道を利用する職員とする。

第十条中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改め、「通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で」を削る。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十二条中「第三項及び」を削る。

第十三条第三項中「第十条第三項第一号」を「第十条第四項第一号」に改める。

第十四条から第十七条までを次のように改める。

第十四条から第十七条まで 削除

第十九条の二第四項第三号中「第十条第三項第一号」を「第十条第四項第一号」に改める。

第二十条の二第二項第三号中「育児休業をし、」の下に「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十九号)第二条第三項第一号に規定する」を加える。

第二十条の四第二項中「育児休業をし、」の下に「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第三項第一号に規定する」を加える。

第二十二條の次に次の一条を加える。

(通勤に利用される交通機関等を考慮して定める職員の特例)

第二十二條の二 第九条の二に規定する職員に対する第八条の四、第十八條の二、第十九條の二第四項及び第二十條の二第二項の規定の適用については、「五万五千円」とあるのは「七万円」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。  
 (経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において東日本旅客鉄道株式会社が運行する鉄道で青森駅から八戸駅までの間の鉄道(以下「旧鉄道」という。)を利用して通勤する職員が、旧鉄道の利用に引き続き青い森鉄道株式会社が運行する鉄道又は新幹線鉄道(以下「新鉄道」という。)を利用して通勤する場合には、この規則による改正後の人事委員会規則七 四四(通勤手当)第二十条第二項前段の規定にかかわらず、平成二十二年十二月四日以後に利用する交通機関等を利用する経路がある場合は、当該定期券を使用する経路又はこれに相当する経路に係る同日一日から同月三日までの間の通勤に利用する普通交通機関等又は新幹線鉄道等による通勤に要する回数分の運賃等の額及び特別料金等の額の二分の一に相当する額を同月の通勤手当として支給する。

3 前項の場合において、平成二十二年十二月四日以後の通勤の経路に定期券を使用する経路がある場合は、当該定期券を使用する経路又はこれに相当する経路に係る同日一日から同月三日までの間の通勤に利用する普通交通機関等又は新幹線鉄道等による通勤に要する回数分の運賃等の額及び特別料金等の額の二分の一に相当する額を同月の通勤手当として支給する。

4 前二項の規定は、平成二十二年十二月から通勤手当の支給を開始する場合であつて、施行日において旧鉄道を利用して通勤し、これに引き続き新鉄道を利用して通勤する場合について準用する。

5 前三項に規定するもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。  
 第十四条第一項第一号中「百分の八十七」を「六月に支給する場合には百分の八十七」に改め、「以下」の下に、「十二月に支給する場合には百分の八十一以上百分の百三十以下(特定幹部職員にあつては、百分の百十以上百分の百七十五以下)」を加え、同項第二号中「百分の七十七」を「六月に支給する場合には百分の七十七」に改め、「未滿」の下に、「十二月に支給する場合には百分の九十七以上百分の百十未滿(特定幹部職員にあつては、百分の九十七以上百分の百十未滿)」を加え、同項第三号中「百分の六十七」を「六月に支給する場合には百分の六十七」に改め、「百分の六十七」に改め、「百分の八十四・五」の下に、「十二月に支給する場合には百分の六十二(特定幹部職員にあつては、百分の八十四・五)」を加え、同項第四号中「百分の六十七」を「六月に支給する場合には百分の六十七」に改め、「未滿」の下に、「十二月に支給する場合には百分の六十七」を加え、同条第二項中「百分の七十以下」との下に、「百分の六十二」とあるのは「百分の六十二以上百分の六十五以下」とを加える。

百分の七十」に改め、「未滿」の下に、「十二月に支給する場合には百分の七十以上百分の百十未滿(特定幹部職員にあつては、百分の九十七以上百分の百十未滿)」を加え、同項第三号中「百分の六十七」を「六月に支給する場合には百分の六十七」に改め、「百分の八十四・五」の下に、「十二月に支給する場合には百分の六十二(特定幹部職員にあつては、百分の八十四・五)」を加え、同項第四号中「百分の六十七」を「六月に支給する場合には百分の六十七」に改め、「未滿」の下に、「十二月に支給する場合には百分の六十七」を加え、同条第二項中「百分の七十以下」との下に、「百分の六十二」とあるのは「百分の六十二以上百分の六十五以下」とを加える。

第十四条の二第一項第一号中「百分の三十五」を「六月に支給する場合には百分の三十五」に改め、「超」の下に、「十二月に支給する場合には百分の三十超(特定幹部職員にあつては、百分の四十超)」を加え、同項第二号中「百分の三十五」を「六月に支給する場合には百分の三十五」に改め、「未滿」の下に、「十二月に支給する場合には百分の三十(特定幹部職員にあつては、百分の四十未滿(特定幹部職員にあつては、百分の四十未滿)」を加える。

附則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則(平成二十二年三月三十一日公布)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則(平成二十二年三月三十一日公布)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則(平成二十二年三月三十一日公布)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「施行日の前日における給料及び扶養手当の月額」を「次の各号に掲げる額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年十一月青森県条例第三十八号）による改正後の職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）別表第一から第六までに掲げる給料表を施行日の前日に適用させた場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

二 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三月青森県条例第九号。以下「平成十八年改正条例」という。）の施行の前日に受けていた給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年十一月青森県条例第八十七号）の施行の日において平成十八年改正条例附則第九項各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に同項各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）と前号に掲げる給料月額との差額

三 施行日の前日における扶養手当の月額

附則第三項中「施行日の前日における給料及び扶養手当の月額」を「前項各号に掲げる額」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 一九一（平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一九一（平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一九一（平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料）の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第四条第一項中「前条第七号」を「前条第六号」に、「同条第七号」を「同条第六号」に改め、同項第一号中「第六号」を「第五号」に、「あつては」を「あつては」に、「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に、「（その）を」とし、これらの者以外の者（基準日において医療職給料表（一）又は任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十八号）第五条第二項に規定する給料表の適用を受ける者（以下「医療職給料表（一）等適用職員」という。）（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であつて施行日の前日に当該異動があつたものとした場合に基準日において医療職給料表（一）等適用職員である者となることとなるものを除く。）にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの「額」を「額とする。」に改め、同項第二号中「第六号」を「第五号」に、「者にあつては、」を「者にあつては」に、「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に、「（その）を」とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者（基準日において医療職給料表（一）等適用職員である者を除く。）にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの「額」を「額とする。」に改め、同項第三号中「第六号」を「第五号」に、「あつては、」を「あつては」に、「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に、「（その）を」とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者（基準日において医療職給料表（一）等適用職員である者を除く。）にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの「額」を「額とする。」に改め、同項第四号中「者にあつては、」を「者にあつては」に、「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に、「（額）に」を「額、基準日において減額改定対象職員以外の者（基準日において医療職給料表（一）等適用職員である者を除く。）にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額」に改め、同号イ中「あつては、」を「あつては」に、「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に、「（その）を」とし、基準日において減額改定対象職員以外の者（基準日において医療職給料表（一）等適用職員である者を除く。）にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの「額」を「額とする。」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第五条第一項中「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に、「その額」

を「これらの者以外の者（基準日において医療職給料表（一）等適用職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となつた職員のうち施行日の前日に人事交流等職員

となつたものとした場合に基準日において医療職給料表(一)等適用職員である者となることとなるものを除く。( )にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの額」に、「額」を「額とする。」に、「第三条第七号」を「第三条第六号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 二〇一 (平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特別措置) をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 二〇一

平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特別措置

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年十一月青森県条例第三十八号。以下「改正条例」という。) 附則第二項から第四項までの規定に基づき、平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特別措置に關し必要な事項を定めるものとする。

(減額改定対象職員となつた者の改正条例附則第二項第一号の給料等の月額の算定の基準となる日の特例)

第二条 改正条例附則第二項第一号の人事委員会規則で定めるものは、平成二十二年四月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当について改正条例第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「給与条例」という。))第十九条第一項後段又は第二十一条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。( )までの期間の全期間が職員(給与条例第二十条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下同じ。 )として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

一 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)

第一条第一号から第四号までに掲げる特別職の職員

二 教育長

三 青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号)の適用を受ける職員

四 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年四月青森県条例第五号)の適用を受ける職員

五 公社、公庫等の職員

六 国又は他の地方公共団体の職員

七 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十九号。以下「公益的法人等派遣条例」という。 ) 第十二条第一号に規定する退職派遣者

八 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号) 第五十五条に規定する一般地方独立行政法人の役員又は職員

2 改正条例附則第二項第一号の人事委員会規則で定める日は、平成二十二年四月二日(同日から基準日までの期間において新たに職員となつた日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた場合における当該日を除く。 )がある場合は当該日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日) ) から基準日までの期間における減額改定対象職員(改正条例附則第二項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。 )となつた日のうち最も早い日とする。

(在職しなかつた期間等がある職員の改正条例附則第二項第一号の数の算定)

第三条 改正条例附則第二項第一号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかつた期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成二十二年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第一項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日(次項において「施行日」という。 )の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第一項第三号又は第四号に掲げる者(以下「企業局職員等」という。 )であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となつた場合における新たに職員となつた月の初日

から新たに職員となった日の前日までの期間のうち企業局職員等として勤務した期間（以下この条において「企業局職員等期間」という。）を除く。）

二 休職期間（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をして

いた期間をいう。）、派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三月青森県条例第四号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、

育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）、第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）、育児短時間勤務等期間（育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。）、

公益的法人等派遣期間（公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、若しくは自己啓発等休業期間（地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。）、又は企業局職員等期間におけるこれらに相当する期間

三 停職期間（地方公務員法第二十九条第一項から第三項までの規定により停職にされていた期間をいう。）、又は企業局職員等期間におけるこれらに相当する期間

四 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第二十五条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第十

五条第三項、職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年三月青森県条例第一号）第三条第一項若しくは職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年三月青森県条例第二号）第三条第一項の規定により給与を減額された期間又は企業局職員等期間におけるこれらに相当する期間

五 給与と減額された期間又は企業局職員等期間におけるこれに相当する期間

六 減額改定対象職員以外の職員であった期間又は企業局職員等期間におけるこれに相当する期間

2 改正条例附則第二項第一号の人事委員会規則で定める数は、平成二十二年四月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

一 前項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる期間のある月

二 前項第三号又は第五号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額（企業局職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正条例附則第二項第一号に規定する合計額に百分の・一三を乗じて得た額（第六条において「附則第二

項第一号基礎額」という。）に満たないもの

（改正条例附則第二項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員）

第四条 改正条例附則第二項第二号の人事委員会規則で定める者は、平成二十二年六月一日において減額改定対象職員であつた者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第二条第一項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者とする。

（企業局職員等であつた者から引き続き新たに職員となつた者についての特例）

第五条 改正条例附則第三項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項の人事委員会規則で定める者は、企業局職員等とする。

2 改正条例附則第三項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となつた者とする。

3 改正条例附則第三項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、企業局職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、企業局職員等であつた者が人事交流等により引き続き新たに職員となつた日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

（端数計算）

第六条 附則第二項第一号基礎額又は改正条例附則第二項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第七条 この規則に定めるもののほか、平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭